

那珂川市介護予防・日常生活支援総合事業

単位数サービスコード表

(令和6年4月施行版)

※CSVデータの提供は、4月下旬になる予定です。
この表においては、単位数のみの提供となりますので、
記載のサービスコードは変更となる場合があります。
あらかじめご了承ください。

1. 訪問型サービス(国基準) 令和6年4～5月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		1週に1回程度の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		1週に2回程度の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		1週に2回を超える程度の場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ			所要時間45分以上の場合	220	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合		163	1回につき
A2		訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合(高齢者虐待防止措置)		所定単位数の1%減算		
A2		訪問型独自業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合(業務継続計画策定)		所定単位数の1%減算		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100		1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			

1. 訪問型サービス(国基準) 令和6年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		1週に1回程度の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		1週に2回程度の場合	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		1週に2回程度の場合	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		1週に2回を超える程度の場合	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ロ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ		生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	179	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ			所要時間45分以上の場合	220	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		短時間の身体介護が中心である場合	163	1回につき	
A2		訪問型独自高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合(高齢者虐待防止措置)		所定単位数の1%減算		
A2		訪問型独自業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合(業務継続計画策定)		所定単位数の1%減算		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000加算			
A2	6279	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ) (1)～(14) 所定単位数の221/1000～76/1000加算 ※ (1) 221/1000、(2) 208/1000、(3) 200/1000、 (4) 187/1000、(5) 184/1000、(6) 163/1000、 (7) 163/1000、(8) 158/1000、(9) 142/1000、 (10) 139/1000、(11) 121/1000、(12) 118/1000、 (13) 100/1000、(14) 76/1000			

2. 通所型サービス（国基準）令和6年4～5月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で5回以上	1798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割			59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で9回以上	3621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で8回まで	447単位	447		
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合（高齢者虐待防止措置）		所定単位数の1/100 減算			
A6		通所型独自業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合（業務継続計画策定）		所定単位数の1/100 減算			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合		1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事務所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88単位加算		88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算		176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能 向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄 養スクリー ニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型 サービス費 (国基準)	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で5回以上	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位			41	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で4回まで	436単位			305	1回につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で9回以上	3621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位			83	1日につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で8回まで	447単位			313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型 サービス費 (国基準)	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で5回以上	1798単位	看護・介護職員が欠員 の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59単位			41	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で4回まで	436単位			305	1回につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で9回以上	3621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119単位			83	1日につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で8回まで	447単位			313	1回につき

2. 通所型サービス（国基準）令和6年6月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		※1月の中で5回以上	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2 ※1月の中で9回以上	3621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割			119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で4回まで	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で8回まで	447単位	447		
A6		通所型独自高齢者虐待防止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合（高齢者虐待防止措置）		所定単位数の1/100 減算			
A6		通所型独自業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合（業務継続計画策定）		所定単位数の1/100 減算			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合		1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			1週当たりの標準的な回数を定める場合 事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事務所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88単位加算		88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算		176
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72単位加算		72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能 向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄 養スクリー ニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000 加算		1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算		
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算		
A6		通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	所定単位数の81/1000～ (1)～(14) 33/1000 加算		
				※ (1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、 (4) 74/1000、(5) 65/1000、(6) 63/1000、 (7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、 (10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、 (13) 44/1000、(14) 33/1000			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型 サービス費 (国基準)	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で5回以上	1798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			59単位			41	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で4回まで	436単位			305	1回につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で9回以上	3621単位			2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			119単位			83	1日につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で8回まで	447単位			313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型 サービス費 (国基準)	事業対象者・要支援 1 ※1月の中で5回以上	1798単位	看護・介護職員が欠員 の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			59単位			41	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援 1 ※1月の中で4回まで	436単位			305	1回につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で9回以上	3621単位			2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			119単位			83	1日につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援 2 ※1月の中で8回まで	447単位			313	1回につき

3. 通所型サービスA

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			自己負担割合	合成単位数	算定単位			
種類	項目										
A7	1001	通所型サービスA1	イ 通所型サービス (緩和型) ※1回2時間以上	事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で5回 以上		1割	1,484	1月につき		
	2割						1,484				
	3割						1,484				
A7	1006	通所型サービスA1・同一				事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で5回 以上	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合 301単位減算		1割	1,183
	2割									1,183	
	3割									1,183	
A7		高齢者虐待防止措置未実施減算A1		事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で5回 以上			高齢者虐待防止措置未実施減算 14単位減算		1割	-14
										2割	-14
										3割	-14
A7		業務継続計画未策定減算A1				事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で5回 以上	業務継続計画未策定減算 14単位減算		1割	-14
										2割	-14
										3割	-14
A7	1011	通所型サービスA2	イ 通所型サービス (緩和型) ※1回2時間以上	事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で9回 以上				1割	2,962	1月につき
	2割								2,962		
	3割								2,962		
A7	1016	通所型サービスA2・同一				事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で9回 以上	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合 602単位減算	1割	2,360	
	2割								2,360		
	3割								2,360		
A7		高齢者虐待防止措置未実施減算A2		事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で9回 以上			高齢者虐待防止措置未実施減算 29単位減算	1割	-29	
									2割	-29	
									3割	-29	
A7		業務継続計画未策定減算A2				事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で9回 以上	業務継続計画未策定減算 29単位減算	1割	-29	
									2割	-29	
									3割	-29	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			自己負担割合	合成単位数	算定単位			
種類	項目										
A7	1021	通所型サービスA1 (回数)	イ 通所型サービス (緩和型) ※1回2時間以上	事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で4回 まで		1割	349	1回につき		
	1022						2割	349			
	1051						3割	349			
A7	1026	通所型サービスA1・同一 (回数)				事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で4回 まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合 75単位減算		1割	274
	1027									2割	274
	1053									3割	274
A7		高齢者虐待防止措置未実施減算A1 (回数)		事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で4回 まで	高齢者虐待防止措置未実施減算 3単位減算	1割	-3			
							2割	-3			
							3割	-3			
A7		業務継続計画未策定減算A1 (回数)		事業 対象者 要支援1 (週1回程度)	1月の中で 全部で4回 まで	業務継続計画未策定減算 3単位減算	1割	-3			
							2割	-3			
							3割	-3			
A7	1031	通所型サービスA2 (回数)	イ 通所型サービス (緩和型) ※1回2時間以上	事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で8回 まで		1割	358	1回につき		
	1032						2割	358			
	1056						3割	358			
A7	1036	通所型サービスA2・同一 (回数)				事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で8回 まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合 75単位減算		1割	283
	1037									2割	283
	1058									3割	283
A7		高齢者虐待防止措置未実施減算A2 (回数)		事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で8回 まで	高齢者虐待防止措置未実施減算 3単位減算	1割	-3			
							2割	-3			
							3割	-3			
A7		業務継続計画未策定減算A2 (回数)		事業 対象者 要支援2 (週2回程度)	1月の中で 全部で8回 まで	業務継続計画未策定減算 3単位減算	1割	-3			
							2割	-3			
							3割	-3			

4. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービス種類	サービス項目	名称（サービス）	単位数	算定単位
AF	2111	介護予防ケアマネジメント A	442	1月につき
AF	4001	介護予防初回加算	300	
AF	6132	委託連携加算	300	
AF	7111	介護予防ケアマネジメント B	221	
AF	8111	介護予防ケアマネジメント C	221	
AF		高齢者虐待防止措置未実施減算	- 1/100	
AF		業務継続計画未実施減算	- 1/100	